

1、動物愛護管理法の施行状況について

<取組状況>

- ① 動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（平成18年環境省告示第140号）における施策別の取組状況における点検
- ② 地方自治体に対して「動物愛護管理行政に関する諸問題の状況」「動物取扱業者への監視指導等実態」「第一種動物取扱業に関する実態」「その他の状況」について調査
- ③ 業界団体等による個別の実態調査



①については毎年度、点検を行っており「取組状況」「今後の取組」について報告。
(②、③については調査中のため次回以降に報告予定。)

(参考)

動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針
(平成18年環境省告示第140号)

平成18年度の中央環境審議会動物愛護部会における答申を踏まえ、
下記項目について記載されている。

- 一 動物の愛護及び管理の基本的考え方
- 二 今後の施策展開の方向
- 三 動物愛護管理推進計画の策定に関する事項
- 四 動物愛護管理基本指針の点検及び見直し

なお、今後の施策展開の方向の中で定めている「施策別の取組は、平成35年
度までにその実施が図られるように努めること」とされている。

第2 今後の施策展開の方向

2 施策別の取組

- (1) 普及啓発
- (2) 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保
- (3) 動物による危害や迷惑問題の防止
- (4) 所有明示（個体識別）措置の推進
- (5) 動物取扱業の適正化
- (6) 実験動物の適正な取扱いの推進
- (7) 産業動物の適正な取扱いの推進
- (8) 災害時対策
- (9) 人材育成
- (10) 調査研究の推進

(1) 普及啓発

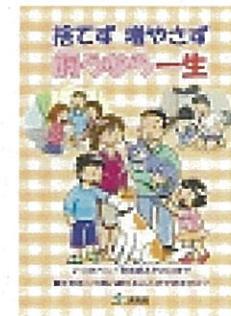
<講すべき施策>

- 1、国及び地方公共団体は、関係団体等と連携しつつ、学校、地域、家庭等において、動物愛護週間行事や適正飼養講習会等の実施、各種普及啓発資料の作成、配布等により、動物の愛護及び管理に関する教育活動、広報活動等を実施すること。特に、所有者等の責務のうち、終生飼養や適切な繁殖制限措置を講ずることについて積極的に広報すること。



<取組状況>

- 動物愛護週間に全国で普及啓発イベントを実施、ポスター10万枚を配布・掲示。



- 適正飼養講習会を開催（平成25～29年）

16自治体・22回実施（北海道、宮城県、栃木県、山梨県、愛知県、富山県、岐阜県、奈良県、兵庫県、高知県、山口県、福岡県、熊本県、長野市、豊田市、宮崎市）

その他、各自治体が個別に講習会開催

- 普及啓発資料として、パネル、パンフレット、ポスター、動画等を作成・配布。

- HPの充実、広報誌への掲載、講演会及びシンポジウム等を実施。

- 所有者責務のうち、終生飼養や適切な繁殖制限措置を講ずることについて広報強化。

- 「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」を実施（平成26～29年度）

・環境省「エコライフフェア」や、日本獣医師会「動物感謝デー」でのブース出展・ステージイベント等
・モデル事業（環境省と自治体の連携事業）

自治体：15自治体（北海道、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、香川県、徳島県、山口県、鹿児島県、千葉市、八王子市、川崎市、長野市、岡崎市、鹿児島市）

内 容：小学校での動物愛護教室のテキスト・DVD作成、普及啓発資料の作成等

- 一般市民：動物愛護管理法の認知度：50.7% 飼い主による終生飼養の責務の認知度：72.7%←35.5%

- 飼い主：犬の去勢・不妊手術の実施率：48.9%←39.5%（一部または全ての犬に手術をしている）

猫の去勢・不妊手術の実施率：86.9%←83.2%（一部または全ての猫に手術をしている）

※平成26年度←平成19年度

<今後の取組>

関係団体等と連携しつつ、教育活動の全国への普及や、イベントやSNSを通じて広域な広報活動等を引き続き実施していく。

(1) 普及啓発

<講すべき施策>

2、動物との触れ合い事業の推進に当たっては、適正な飼養管理や動物のストレスを減らす配慮が必要であり、国によるガイドライン作成など、そのあり方について検討すること。また、情操の涵養等を目的とした学校飼育動物についても同様の配慮が行われるよう検討すること。



<取組、現状・進捗状況>

- 「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」を実施（平成26～29年度）
 - ・モデル事業（環境省と自治体の連携事業）

自治体：千葉県、八王子市

内 容：小学校でのふれあい教室の実施、子供向けテキストの作成等



<今後の取組>

これまでの知見等を踏まえ、学校で飼育されている動物等における触れ合い事業について、その在り方を検討し、適正な飼養管理や動物のストレスを減らすためのガイドライン作成等について検討していく。

(2) 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保

<講すべき施策>

1、みだりな繁殖を防止するための不妊去勢措置の推進、安易な飼養の抑制等による終生飼養の徹底、販売時における動物取扱業者からの説明・指導等が適切に行われるようすること等により、平成35年度の都道府県、指定都市及び中核市における犬及び猫の引取り数について、平成16年度比75%減となる概ね10万頭を目指す。また、法改正により地方公共団体の努力義務として明文化された元の所有者等への返還又は飼養を希望する者への譲渡等について、インターネット等を活用しながら進めることによりその殺処分率の更なる減少を図ること。



<取組状況>

- 適正飼養講習会を開催（平成25～29年度）前述（（2）適性飼養の推進による動物の健康と安全の確保）のとおり
- 適正譲渡講習会を開催（平成25～29年度）

22自治体・25回実施（秋田県、宮城県、福島県、栃木県、群馬県、愛知県、富山県、岐阜県、奈良県、兵庫県、岡山県、高知県、徳島県、山口県、福岡県、熊本県、鹿児島県、仙台市、長野市、岡崎市、高松市、宮崎市）



- 環境省HPに「収容動物データ検索サイト」を開設（平成26年度）

- 「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」（平成26～29年度）を実施
 - ・モデル事業（環境省と自治体の連携事業）

自治体：17自治体（北海道、茨城県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、岐阜県、香川県、徳島県、山口県、鹿児島県、千葉市、川崎市、長野市、岡崎市、福岡市、鹿児島市）

内 容：所有者不明の犬猫への不妊去勢、マイクロチップの装着、広域譲渡の推進、ミルクボランティア等

- 自治体による動物収容・譲渡施設の整備事業への補助金（平成25～28年度。29年度は調整中）

16自治体に交付（青森県、秋田県、栃木県、群馬県、神奈川県、三重県、仙台市、柏市、川崎市、浜松市、豊田市、名古屋市、神戸市、熊本市、鹿児島市、宮崎市）

- 犬及び猫の引取り数：11.4万頭←41.8万頭（※平成28年度←平成19年度）

- 殺処分率：49.2%←94.4%（※平成28年度←平成19年度）

<今後の取組>

飼育者による不妊去勢及び終生飼養の徹底、更に販売業者等による飼育者への適切な説明を行うことが重要であり、更なる引取り数の減少を目指していく。更に、適正な返還譲渡の推進による殺処分率の更なる減少を目指していく。

(2) 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保

<講すべき施策>

2、動物が命あるものであることを踏まえた適正な飼養方法及び虐待の具体的な事例が動物愛護管理法に明記されたこと並びに愛護動物の殺傷、虐待等について罰則が強化されたことの周知徹底等を図るとともに、警察との連携をより一層推進することにより、遺棄及び虐待の防止を図ること。



<取組状況>

- 遺棄虐待事例を収集し、HPに掲載。（平成25年）
アドレス：http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h2603.html
- 第一種動物取扱業者が適切に動物を管理するよう監視・指導を徹底するとともに、不適切な事業者の登録を取り消す等適切に対応する旨の自治体あて通知文書を発出。（平成26年11月）
- 遺棄虐待事案への対応にあたり技術的助言として、遺棄の考え方を整理するとともに、警察と連携を行う旨の自治体あて通知文書を発出。（平成26年12月）
- 第一種動物取扱業者のうち、死亡率の高い者に対する監視・指導するにあたり、死亡診断書の提出を命じるとともに立ち入り検査を実施する等、適切な対応を行う旨の自治体宛通知文書を発出。（平成28年1月）
- 警察庁との連名のポスター10万枚を作成し、自治体に配布。（平成28年）
- 動物愛護管理担当者研修を開催（平成27年～毎年開催）
自治体職員向け、動物福祉の先進国とされるイギリスからの講師による研修

- 動物虐待等科学的評価研修会を開催予定（平成29年9月）
自治体職員向け、動物虐待等の科学的評価に関する知識・技術を修得

動物の愛護及び管理に関する法律 違反人員（単位：人） ※検察統計年報より

年別	通常受理	起訴	不起訴
平成25年	49	10	32
平成26年	71	21	51
平成27年	89	27	55



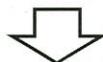
<今後の取組>

引き続き、動物虐待等の科学的評価に関する知見の集積・整理を行うとともに、自治体職員への知識・技術の修得・向上に努めていく。

(3) 動物による危害や迷惑問題の防止

<講すべき施策>

1、住宅密集地等において飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施して地域住民の十分な理解の下に管理する地域猫対策について、地域の実情を踏まえた計画づくり等への支援を含め、飼い主のいない猫を生み出さないための取組を推進し、猫の引取り数削減の推進を図ること。



<取組状況>

- 「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」（H26～H29年度）を実施。

モデル事業の概要：所有者不明の犬猫対策（地域猫対策含む）

<自治体>：6自治体（北海道、岐阜県、山口県、鹿児島県、長野市、福岡市）

<内 容>：関係団体と連携した地域猫活動、TNR、猫の不妊去勢及び譲渡等を実施。

環境省動物愛護管理室HP：<http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/project/model.html>

- 不妊去勢手術を助成している自治体数

	猫	犬
不妊	384	178
去勢	355	164

※回答があった自治体のみなので、全国の自治体を把握しているものではない。（動物愛護管理行政事務提要（平成29年度版速報値））

※助成対象は、所有者不明、地域猫活動のみ等各種条件がある。

<今後の取組>

「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」の結果報告において、自治体より合意形成の難しさ、必要な人材・資金不足等が課題としてあげられている。そのため、実施中の成果も踏まえ、「人と動物が共生する社会の実現プロジェクト検討会（仮称）」において有識者の委員等の意見をふまえて、来年度以降に「所有者不明の猫対策ガイドライン」を作成し、全国の自治体に配布していく予定。

(3) 動物による危害や迷惑問題の防止

<講すべき施策>

- 2、特定動物を販売する動物取扱業者に対し、販売先の飼養保管許可の有無について確認するだけではなく、飼養保管方法等に関する適切な説明を実施するよう指導すること。
- 3、特定動物に関する法令遵守のため、国は、指導マニュアルの策定等を通じて、地方公共団体が専門知識を持った人材を育成できるよう支援すること。



<取組状況>

- 特定動物に関する指導マニュアル作成に係る情報収集
- サファリパークに係る特定動物飼養者に対して、観覧者、従業員の安全の確保等の観点から、施設の管理方法等を確認し、指導監督を徹底する旨の自治体宛通知文書を発出（平成28年8月）
- 特定動物を飼養等している動物園等の第一種動物取扱業者に対して、観覧者、従業員の安全の確保等の観点から、安全対策マニュアル作りや、研修等の実施等指導監督を徹底する旨の自治体宛通知文書を発出（平成29年3月）
- 特定動物の普及啓発パンフレットの作成
　今年度中に、地方公共団体等に配布予定



○特定動物の飼養保管に対する行政による命令、立入検査等

法第32条に基づく命令件数	法第33条に基づく立入検査件数	法第33条に基づく立入検査件数（施設数）	法第29条に基づく許可の取消し数	告発件数
0	1 8 9 5	1 1 7 9	0	1

※一部延べ立入件数が含まれる。

（動物愛護管理行政事務提要（平成29年度版速報値））

○特定動物の飼養保管状況

箇所数（施設数）	頭数
1 6 7 4	4 5 4 7 5

（動物愛護管理行政事務提要（平成29年度版速報値））

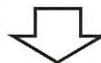
<今後の取組>

動物による危害や迷惑問題として、多頭飼育崩壊（アニマルホーダー）による迷惑問題への関心が高まっており、来年度以降社会福祉施策と連携した適正飼養対策の検討を進めていく予定。

(4) 所有明示（個体識別）措置の推進

<講すべき施策>

- 1、所有明示措置の必要性に関する意識啓発や研究開発の促進を図ることなどにより、犬又は猫に関する所有明示の実施率の倍増を図ること。特に、マイクロチップ（MC）の普及を推進すること。



<取組状況>

○パンフレット等の作成による普及啓発



○「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」

(平成26年度～平成29年度)

<自治体>

5自治体（神奈川県、岡崎市、徳島県、香川県、鹿児島市）

<内 容>

MC等所有明示の推進

環境省動物愛護管理室HP: <http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/project/model.html>

<MCの登録数（（公社）日本獣医師会調べ）>

	犬	猫	その他	合計
平成25年度	737,181	165,724	3,862	906,767
平成26年度	878,725	203,682	4,013	1,086,420
平成27年度	1,035,938	248,774	4,250	1,288,962
平成28年度	1,192,032	299,376	4,475	1,495,883

<自治体における譲渡の際の対応状況>

自治体にてMCを装着した後、
譲渡している：31自治体

譲渡先の所有者又は占有者にMC
装着を義務づけている：18自治体

動物の愛護及び管理に関する法律の施行状況調査結果
(法附則第15項に基づく施行状況調査(平成28年度実績))(速報値)

<犬猫販売業者における対応状況>

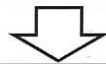
販売する犬へのMCの装着率：13.3%
販売する猫へのMCの装着率：33.0%

平成27年度環境省調査

<今後の取組>

引き続き、関係団体等と連携しながらMCの普及を推進し、犬又は猫に関する所有明示の実施率の倍増を目指していく。

- 2、国は、関係省庁及び団体の協力の下に、公的機関によるデータの一元的管理体制の早急な整備、個体識別技術の普及、MCリーダーの配備等、個体識別手段の普及のための基盤整備を図ること等を推進するとともに、MCの安全性等に係る知見の蓄積も含め、販売される犬猫へのマイクロチップ装着の義務化に向けた検討を行うこと。



<取組状況、今後の取組>

専門家、関係団体等の意見を聴取しながらMC装着の義務化に向けて検討していく予定。

(5) 動物取扱業の適正化

<講すべき施策>

- 1、登録制度の遵守を引き続き推進するとともに、犬猫等販売業に係る特例、幼齢の犬猫の販売のための引渡し、展示の禁止、現物確認、対面説明義務、第二種動物取扱業者動物の届出制度等新たな規制の着実な運用を図ること。



<取組状況>

- 第一種動物取扱業者が適切に動物を管理するよう監視・指導を徹底するとともに、不適切な事業者の登録を取り消す等適切に対応する旨の自治体あて通知文書を発出。（平成26年11月）
- 第一種動物取扱業者のうち、死亡率の高い者に対する監視・指導するにあたり、死亡診断書の提出を命じるとともに立ち入り検査を実施する等、適切な対応を行う旨の自治体宛通知文書を発出。（平成28年1月）
※前述（(2) 適正飼養の推進による動物の健康と安全の確保）のとおり。
- 「犬猫幼齢個体を親兄弟から引き離す理想的な時期に関する調査」（平成25～平成29年度）を実施。
※後述（(10) 調査研究の推進）を参照）
- 第一種動物取扱業者の登録数及び第二種取扱業者の届出数については年々増加している。
- 対面説明時間について犬猫とも30分以上かける取扱業者は年々増加している。



<第一種及び第二種動物取扱業総事業所数の変遷>

	平成19年度	..	平成26年度	平成28年度
第一種動物取扱業	31,292	..	39,874	42,367
第二種動物取扱業	-	..	336	678

平成28年度動物愛護管理行政事務提要

<30分以上対面説明時間をかける事業者数>

	犬	猫
平成25年度(n=231)	142	136
平成26年度(n=314)	188	188
平成27年度 (n=571)	462	574 (n=667)

環境省調査（平成25年度～27年度）

(5) 動物取扱業の適正化

2、優良な動物取扱業の育成策を検討し、業界全体の資質の向上を図ること。



<取組状況>

- 動物愛護管理室職員が関係団体が開催するシンポジウム等で動物愛護管理法の遵守等について講演を実施。

3、国は地方公共団体が動物取扱業者に対する監視指導をより強化することができるよう、その支援策を検討すること。



<取組状況>

- 国及び自治体職員を対象に動物愛護管理研修、動物愛護管理担当者研修を開催。 詳細は後述（（9）人材育成）のとおり。
- 地方自治体担当課長会議を開催し、動愛法の現状について地方自治体間の共通認識を図る。（毎年1回）
- 動物取扱責任者研修資料（映像資料等）について作成予定（平成29年度）
- 地方自治体に対して「動物取扱業者への監視指導等について調査。（現在、とりまとめ中）



動物取扱業に対する行政の対応

	勸告	措置命令	業務停止命令	登録取消命令	告発	立入検査	立入検査施設
第一種動物取扱業	7	1	1	0	0	19,815	16,003
第二種動物取扱業	0	0	-	-	0	419	315

平成28年度動物愛護管理行政事務提要

<1、2、3を通じての今後の取組>

引き続き、動物取扱業者が動物愛護管理法を遵守するよう、あらゆる施策を講じて着実な運用を図るとともに、優良な動物取扱業育成策を検討する。

(6) 実験動物の適正な取扱いの推進

<講すべき施策>

- 1、関係省庁、団体等と連携しつつ、「3Rの原則」や実験動物の飼養保管等基準の周知が、当該基準の解説書の作成等を通して効果的かつ効率的に行われるようになるとともに、実験動物に関する国際的な規制の動向や科学的知見に関する情報を収集すること。



<取組状況>

○「実験動物の飼養および保管並びに苦痛の軽減に関する基準」の解説書の作成

昭和55年3月に「実験動物の使用及び保管等に関する基準」（昭和55年總理府告示第6号）が告示された際に当該基準の解説書が作成された。その後、平成18年4月には、環境省告示として、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」（環境省告示第88号）が新たに告示され、平成26年の法改正を踏まえ、平成25年8月30日に最終改正されている。これを踏まえ、平成27年度より環境省内に研究会（委員長：（公社）日本実験動物学会理事長 浦野徹）を設置して検討してきたところであり今年中を目標に解説書を作成予定。



実験動物の飼養及び保管等に関する基準の解説書
(昭和55年作成)

○動物実験関係者向けの講義

- ・外部検証人材育成研修講習会
- ・実験動物管理者等研修会

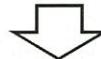
（共に主催は（公社）日本実験動物学会）

※平成28年度実績

○「実験動物」の取扱いに関する各国の制度についての調査

特定非営利活動法人動物実験関係者連絡協議会の調査のもと、当省にて「実験動物」の取扱いに関する各国の制度について取りまとめを行った。

- 2、国は、実験動物の飼養保管等基準の遵守状況について、緊急時に対応するための計画作成状況も含め、定期的な実態把握を行うこと。



<取組状況>

- ### ○研究機関等における「実験動物の飼養保管並びに苦痛の軽減に関する基準」の遵守状況に関する調査結果についての公表
- 平成28年度に環境省が実施している業務で、動物実験を実施していると回答があった施設（5機関※1）における「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」の遵守状況※2を環境省HPで公表。

※1 環境省が所管する研究機関2機関を含む。大学等他の指針に基づいて実験を実施している施設は除く。※2 「動物実験の有無」「動物種」「管理者の設置」「基準の認知度」「機関内規の有無」「委員会の有無」「内規の内容」「計画の承認」「報告・措置の実施」「安全管理措置」「教育訓練の実施」「点検・公表の有無」「外部検証の有無」「災害時の計画の有無」

<1、2を通じての今後の取組>

引き続き、国際的な規制の動向等の情報の収集を図るとともに、関係機関の実験動物の飼養保管等基準の遵守状況について定期的に実態把握を行っていく。

(7) 産業動物の適正な取扱いの推進

<講すべき施策>

- 1、国は、国際的な動向も踏まえながら、動物の愛護及び管理に配慮した産業動物の飼養等の在り方を検討し、産業動物の飼養及び保管に関する基準に反映すること。
- 2、産業動物の性格に応じた動物の愛護及び管理の必要性に関する普及啓発を推進すること。
- 3、災害時における産業動物の取扱いについても、情報共有を図りつつ、関係省庁が協力して検討すること。



<取組状況>

- ① OIE(国際獣疫事務局)の指針(コード)策定等について、関係省庁と共に対応
- ② 産業動物の動物福祉に関して関係省庁の担当者と打ち合わせを実施

<今後の取組>

引き続き関係省庁と連携しつつ対応していく。

(参考)

産業動物の適正な取扱いの推進について

飼養管理の一般原則

「産業動物の飼養及び保管に関する基準(昭和62年総理府告示第22号(最終改正:平成25年環境省告示第85号))」の策定

畜種毎の対応

OIE(国際獣疫事務局)
の指針(コード)の策定・
改正

学識経験者、生産者、獣医師、消費者等から
なる検討会を(公社)畜産技術協会等に設置

「アニマルウェルフェアの考え方に対応した
飼養管理指針」(H21～)を策定・改正し、
普及・啓発を実施
(肉用牛、乳用牛、ブロイラー、採卵鶏、豚、馬)

(公社)畜産技術協会:肉用牛、乳用牛、ブロイラー、採卵鶏、豚
(一社)日本馬事協会:馬

作成

(8) 災害時対策

<講すべき施策>

- 1、動物愛護管理推進計画に加えて、地域防災計画においても動物の取り扱い等に関する位置付けを明確化すること等を通じて、所有者（飼い主）責任を基本とした同行避難および避難時の動物の飼養管理並びに放浪動物等の救護等、地域の実情や災害の種類に応じた対策を適切に行うことができるよう体制の整備を図ること。また、関係省庁は、その体制の整備に向けた調整を図ること。
- 2、動物の救護等が円滑に進むように、逸走防止や所有明示等の所有者の責任の徹底に関する措置の実施を推進すること。
- 3、災害時に民間団体と協力する仕組みや、地方公共団体間で広域的に対応する体制の整備を推進すること。



<取組状況>

- 発災時における、飼い主責任による、ペットとの同行避難や避難後の飼育を基本に置いた「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を発行し、地方自治体等に配布。（平成25年6月）
- 防災基本計画の修正。飼い主責任による「同行避難」や避難所での飼養に関する事項を追記。（平成26年1月）
- 環境省防災業務計画の修正。自治体の「地域防災計画」の作成の基準となる事項の、1) 災害予防、2) 災害応急対策に、ペット関連の記述を追加し、「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を参照することを記載。（平成28年8月）



環境省

- 地方自治体の、動物愛護管理推進計画、地域防災計画に反映・記載され適宜更新されている。
- 飼い主責任による同行避難（所期の目的）はかなり普及してきている（熊本地震での対応状況より）
- 一次対応上で重要な区市町村の対応や避難所への被災者の受入れ、広域支援の在り方に課題がある。
飼い主や区市町村への更なる普及・啓発、広域支援と受援の仕組みの検討が必要と考える。

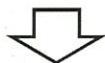
<今後の取組>

- ・熊本地震の対応経緯をレビューし、対応記録集の作成とともに災害対応での課題を抽出していく。
- ・「「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」の改訂等に係る検討会」において、民間団体との協力や地方公共団体間での広域的支援体制の整備などにつき検討を行い今年度中に当該ガイドラインを改訂していく。

(9)人材育成

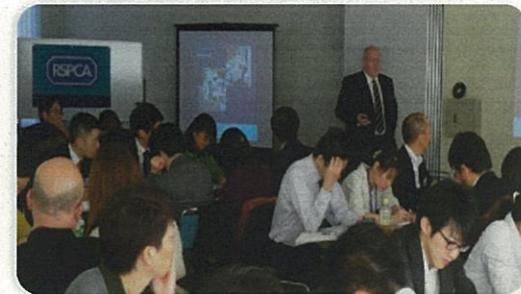
<講すべき施策>

1、国は、動物愛護管理行政の担当者の専門的な知識や技術の習得に対する支援を行うこと。



<取組状況>

○適正飼養・適正譲渡講習会（平成25～29年度）前述（（1）普及啓発）のとおり。
自治体職員や動物愛護推進員を対象に全国で毎年実施。



平成28年度 動物愛護管理担当者研修会（受講者41名）

○動物愛護管理研修（毎年開催）
国及び自治体職員を対象に毎年実施
動物愛護管理を巡る課題と基本的な考え方、ペット問題に関する様々な取組等実施業務に必要な専門的知識の習得を目指す。

○動物愛護管理担当者研修（平成27～H29年度開催。）

自治体職員を対象に毎年1回開催。
動物福祉の先進国とされるイギリスからの講師による、動物福祉や動物虐待への対応、動物取扱業の監視指導に関する研修。

○動物虐待等科学的評価研修会を開催予定（平成29年9月）

前述（（2）適性飼養の推進による動物の健康と安全の確保）のとおり。



動物愛護管理行政担当者が講習会等で得た知識を伝達し、業務への応用等図っている。

<今後の取組>

動物愛護管理行政の状況や最新の知見を鑑み、業務で求められている知識や技術を的確に支援できるよう現状の講習会や研修会を拡充していく。

(9)人材育成

2、関係地方公共団体等における協議会の設置及び動物愛護推進員等の委嘱を推進するとともに、被災動物への対応、不適正飼養等の事案への対応等、動物愛護推進員制度が十分に機能するよう、国は地方公共団体に対して情報提供や技術的助言を着実に実施すること。



<取組状況>

- 災害時におけるペットの救護対策ガイドラインの改訂（（8）災害時対策）のとおり。）

動物愛護推進協議会 設置数—都道府県 40件、政令市 11件、中核市 6件、計 57件

動物愛護推進員 委嘱数—自治体数73件、人数3404名 (平成29年8月現在)

<今後の取組>

引き続き、自治体に対して、動物愛護管理行政事務提要（毎年度集計）を通じて動物愛護推進員制度の普及状況について情報提供していく。

3、適正飼養に関する専門的知識及び技能等を保持する人材をより活用していくため、人材情報を関係者間で共有する仕組みを検討する等、国及び関係地方公共団体等における官民の連携事業を推進すること。



<取組状況>

- 動物愛護関連の行事の開催（動物愛護週間中央行事 ・ エコライフフェア ・ 動物感謝デー（後援））
- 各業界の講演等の対応

<今後の取組>

引き続き、現状の取組を推進していくとともに、関係団体等とのより良い連携事業について検討を進めていく。

(10) 調査研究の推進

<講すべき施策>

- 1、国は、犬や猫と人間が密接な社会的関係を構築するための幼齢の犬猫を親等から引き離しても良い適切な時期についての科学的知見を充実させること。



<取組状況>

- 「犬猫幼齢個体を親兄弟から引き離す理想的な時期に関する調査」（H25年度～H29年度）を実施。
犬猫購入者約9300人に攻撃性等に関するアンケートを依頼し、解析を進めている

<今後の取組>

解析結果について有識者の委員を聴取しながら、幼齢個体を親等から引き離す時期と問題行動の関係を科学的に評価し検討していく。

- 2、国は、マイクロチップの普及促進及び販売の用に供せられる犬猫等にマイクロチップを装着させるための方策について調査研究を実施すること。

→前述（（4）所有明示（個体識別）措置の推進）のとおり。

- 3、関係機関が協力して、諸外国の制度、科学的知見に関する文献及び国内における遺棄、虐待の罰則の適用状況及び具体的な事例等に係る情報収集を行うこと。



<取組状況>

- イギリス、ドイツの法制度等の調査を実施。
〔イギリス：動物福祉法、犬と繁殖と販売（福祉）法
　　ドイツ：動物保護法、犬の保護に関する命令〕

ドイツについては
現地調査（平成29年4月）を実施済み

<今後の取組>

- ・動物の飼養基準に向けての検討等に資する情報の収集を行っていく。
- ・動物虐待等科学的評価研修会を開催予定（平成29年9月）。前述（（2）適性飼養の推進による動物の健康と安全の確保）のとおり。
- ・本年度中にイギリスについても現地調査を予定しており、引き続き情報収集していく。